大阪国際がんセンター医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書

平成 23 年 1月5日 制定 平成 24 年 12月1日 改訂 平成 25年 4月1日 改訂 平成 29年3月25日 改訂 平成 29年12月1日 改訂 平成 30年8月27日 改訂

第1章 治験審查委員会

第1条 目的と適用範囲

第2条 治験審査委員会の責務

第3条 治験審査委員会の設置及び構成

第4条 治験審査委員会の業務

第5条 治験審査委員会の運営

第2章 治験審查委員会事務局

第6条 治験審査委員会事務局の業務

第3章 記録の保存

第7条 記録の保存責任者

第8条 記録の保存期間

第9条 記録の公開

第4章 その他の事項

第10条 規則の準用

書式

「新たな「治験の依頼等に係る統一書式について」の改訂について(平成24年3月7日医政研発第0307第1号・薬食審査発0307第2号及びその後の改正を含む)の統一書式(医師主導治験)を用いる。

第1章 治験審查委員会

(目的と適用範囲)

- 第 1 条 本手順書は、医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35 年法律第145 号)」(以下「医薬品医療機器等法」という。)、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号)(以下「GCP省令」という。)、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)(以下「医療機器GCP省令」という。)、再生医療等製品の臨床試験の実施に関する省令(平成26年7月30日厚生労働省令第89号。以下「再生医療等製品GCP」という。)、及び関連する通知に基づいて、大阪国際がんセンター(以下「本センター」という。)において実施する医師主導治験にかかる治験審査委員会の運営に関する手順及び記録の保存方法を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品又は医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う医師主導治験に対して適用する。
- 3 医療機器および再生医療等製品の治験の実施については、本手順書を準用する。この場合は「治験薬」を「治験機器」または「治験製品」に、「副作用」を「不具合」に適宜、読み替えるものとする。

(治験審査委員会の責務)

- 第 2 条 治験審査委員会は、「治験の原則」に従って、全ての被験者の人権の保護、 安全の保持及び福祉の向上を図ること。
- 2 治験審査委員会は、生活保護受給者等社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うこと。
- 3 治験審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行うこと。

(治験審査委員会の設置及び構成)

- 第3条 治験審査委員会の委員は、総長が指名する。なお、総長は治験審査委員会の委員にはなれない。
- 2 委員会に委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員会の委員の構成は、大阪国際がんセンター治験審査委員会設置要綱の定めるところによる。

- 4 委員長が何らかの事由のため職務が行えない場合には、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合は、総長は 後任の委員を指名する。この場合、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(治験審査委員会の業務)

- 第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために以下の最新資料を総長から入手する。
 - 1)治験実施計画書(GCP 省令第 15 条の 4 第 4 項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された当該実施医療機関以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く)
- 2)治験薬概要書(GCP 省令第 15 条の 5 第 2 項の規定により改訂されたものを含む)
 - 3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとする)
 - 4) 説明文書(説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする)
 - 5) モニタリングの実施に関する手順書
 - 6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
 - 7)治験責任医師の履歴書((医)書式1)(必要な場合は治験分担医師の履歴書)
 - 8)治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書(治験分担医師・協力者リスト ((医)書式2)での代用可)
 - 9)治験薬の管理に関する事項を記載した文書
 - 10) GCP 省令の規定により治験責任医師及び医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
- 11)治験の費用に関する事項を記載した文書(被験者への支払(支払がある場合)に関する資料)
 - 12)被験者の健康被害の補償について説明した文書
- 13) 医療機関が治験責任医師の求めに応じて GCP 省令第41条第2項各号に掲げる 記録(文書を含む)を閲覧に供する旨を記載した文書
- 14) 医療機関が GCP 省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(GCP 省令第46条に規定する場合を除く)には、治験責任医師は治験を中止することができる旨を記載した文書
- 15) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
 - 16) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)

- 17) 被験者の安全等に係る報告
- 18) 治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
- 19) モニタリング報告書及び監査報告書(継続審査の場合)
- 20) その他治験審査委員会が必要と認める資料
- 2 治験審査委員会は、以下の事項について調査審議し、記録を作成する
 - 1)治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
 - ① 医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - ② 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否か を最新の履歴書により検討すること
 - ③ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
- ④ 被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること
 - ⑤ 被験者の同意を得る方法が適切であること
 - ⑥ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
 - ⑦ 必要と認める場合は、医療機関の長に自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する資料の提出を求め、予定される治験費用が適切であることを確認すること
 - 窓 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること
 - ⑨ 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること
 - 2)治験実施中又は終了時に行う調査審議事項
 - ① 被験者の同意が適切に得られていること
 - ② 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために 行った治験実施計画書からの逸脱の調査審議すること
 - ③ 治験実施中に当該医療機関で発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を調査審議すること
 - ④ 被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を調査審議すること
 - なお、「重大な情報」とは、次に掲げるものをいう。
 - i) 当該被験薬又は外国で使用されているものであって当該被験薬と成分が同一性を有すると認められるもの(以下、「当該被験薬等」という)の重篤な副作用 又は感染症によるものであり、かつ、治験薬概要書から予測できないもの
 - ii) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、当該被験薬等の副作用又は感染症によるもの(i)を除く)
 - iii) 当該被験薬等の副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は 死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告

- iv) 当該被験薬等の副作用又は感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
- v) 当該被験薬等が治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを 示す研究報告
- vi)当該治験薬等に係わる製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- ⑤ 実施中の治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、治験の期間が1年を超える場合には少なくとも1年に1回以上の頻度で治験が適切に実施されているか否かを継続的に調査審査すること
- ⑥モニタリング報告書及び監査報告書に基づき、モニタリング又は監査が適切に実施されていること。
- ⑦ 治験の終了、治験の中止又は中断及び当該治験の成績が承認申請書に添付されないこと
- 3) 治験に付随して疾患関連遺伝子の探索等を目的としたヒトゲノム・遺伝子解析を行おうとする治験依頼者に対して、本センターが試料・情報を提供することの 倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
 - ①研究の目的及び当該研究と治験との関係に関する事項
 - ②試料の匿名化に関する事項
 - ③解析方法と対象となる遺伝子に関する事項
 - ④試料の保存・管理の責任者、保存方法、保存期間及び廃棄に関する事項
 - ⑤ヒトゲノム・遺伝子解析の被験者の同意・説明文書に関する事項
- 4)その他審査委員会が求める事項
- 3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、 これに基づく医療機関の長の指示及び決定が文書で通知され、治験計画届出を提出し、 医薬品医療機器等法で規定された期間が経過するまで被験者を治験に参加させない ように求めるものとする。

(治験審査委員会の運営)

- 第 5 条 治験審査委員会は、原則として月1回開催する。ただし、総長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。
- 2 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。
 - 1)委員の2分の1以上の出席でかつ、少なくとも5名以上の委員からなること。
 - 2) 少なくとも委員の1人は、自然科学以外の領域に属し、医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有するもの以外のものが加えられていること。

- 3) 少なくとも委員の 1 人は、本センターと利害関係を有しないものが加えられていること。
- 3 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
- 4 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係のある委員(自ら治験を実施する者の上司又は部下、当該治験薬提供者、その他当該治験薬提供者と密接な関係を有する者等)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
- 5 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 6 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 7 意見は以下の各号のいずれかによる。
 - 1) 承認する
 - 2)修正の上で承認する
 - 3) 却下する
 - 4) 既に承認した事項を取り消す(治験の中止又は中断を含む)
 - 5) 保留する
- 8 総長は治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験 審査委員会に再審査を請求することができる。
- 9 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿(各委員の資格及び職名を含む)に関する記録、会議の記録及びその概要を作成し保存するものとする.
- 10 治験審査委員会は、審査終了後速やかに総長に、治験審査結果通知書((医)書式 5)により報告する。治験審査結果通知書((医)書式 5)には、以下の事項を記載するものとする。
 - 1)審査対象の治験
 - 2) 審査した資料
 - 3)審香日
 - 4)参加委員名
 - 5)治験に関する委員会の決定
 - 6) 第8項第1号以外の決定の理由等
 - 7) 修正条件がある場合は、その条件
 - 8) 治験審査委員会の決定に対する異議申し立て手続き
 - 9)治験審査委員会の名称と所在地
- 10) 治験審査委員会が GCP 省令に従って組織され、活動している旨を治験審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述
- 11 治験審査委員会は、承認済みの治験について、治験期間内の軽微な変更の場合に

は、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。ここでの軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、実施症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。

迅速審査は、委員長、副委員長で実施する。採決は構成員の全員の合意を原則とし、本条第7項に従って判定し、本条第10項に従って総長に報告する。委員長は、次回の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

第2章 治験審查委員会事務局

(治験審査委員会事務局の業務)

第6条 治験審査委員会事務局は、委員長の指示により、以下の業務を行うものとする。

- 1)治験審査委員会の開催準備
- 2)治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)の作成
- 3)治験審査結果通知書((医)書式5)の作成及び総長への提出
- 4) 記録の保存
- 5) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務局長とする。

- 2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。
 - 1) 当業務手順書
 - 2) 委員名簿(各委員の資格を含む)
 - 3)委員の職業及び所属のリスト
 - 4) 調査審議された資料等
 - 5)治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)
 - 6) 書簡等の記録
 - 7) その他必要と認めたもの

(記録の保存期間)

第8条 総長は、前条第2項の文書を、以下の1)又は2)の日のうちいずれか遅い日

までの期間保存するものとする。ただし、治験責任医師(自ら治験を実施する者)がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験責任医師(自ら治験を実施する者)と協議するものとする。

- 1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から3年が経過した日)(医薬品医療機器等法第23条の26第1項の規定により条件及び期限を付したものを除く。)
- 2)治験の中止又は終了後3年が経過した日

(記録の公開)

第9条 総長は、GCP省令第28条第3項、医療機器 GCP省令第47条第3項及び 再生医療等製品 GCP省令第47条第3項に基づき、治験審査委員会標準業務手順書、 委員名簿及び会議の記録の概要を公表しなければならない。

第4章 その他の事項

(規則の準用)

第10条 第1条第3項に規定する医療機器の治験を実施する場合には、医薬品医療機器等法施行規則第275条に基づき、医薬品医療機器等法施行規則第269条及び第270条を準用する。

(附 則)

本手順書は、平成23年2月1日から施行する。

(附 則)

本手順書は、平成24年12月 1日から施行する。

(附 則)

本手順書は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本手順書は、平成29年3月25日から施行する。

(附 則)

本手順書は、平成29年12月 1日から施行する

(附 則)

本手順書は、平成30年 8月27日から施行する

新 旧 対 照 表

大阪国際がんセンター医師主導治験における

治験審查委員会標準業務手順書

(平成30年 8月27日改訂)

(注) アンダーラインを付した部分は、改訂部分である。

改訂後	改訂前
第 1 章 治験審査委員会	第1章 治験審査委員会
(目的と適用範囲)	(目的と適用範囲)
第1条	第1条
3 医療機器および再生医療等製品の治験の実	3 医療機器および治験製品の治験の実施につ
施については、本手順書を準用する。この場合	いては、本手順書を準用する。この場合は「治
は「治験薬」を「治験機器」または「治験製品」	験薬」を「治験機器」または「治験製品」に、
に、「副作用」を「不具合」に適宜、読み替え	「副作用」を「不具合」に適宜、読み替えるも
るものとする。	のとする。